



県 章

沖縄県公報

定期発行日

毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示

- 沖縄振興特別措置法に基づく保全利用協定の認定の申請（自然保護課） 1
- 土地改良区の役員の就任及び退任の届出（村づくり計画課） 2
- 民有保安林の指定の予定（森林管理課） 3
- 民有保安林の指定の解除の予定（森林管理課） 3
- 民有保安林の指定（森林管理課） 3
- 基本測量の実施の通知（道路管理課） 4
- 公共測量の実施の通知（道路管理課） 4
- 公有水面埋立しゅん功認可・2件（港湾課） 4

公 告

- 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請（消費・くらし安全課） 7
- 家畜改良増殖法に基づく家畜人工授精に関する講習会の開催（畜産課） 7
- 大規模小売店舗立地法に基づく市町村等の意見（中小企業支援課） 7
- 建設業者の許可の取消し（技術・建設業課） 8
- 開発行為に関する工事の完了（建築指導課） 9
- 開発行為に関する工事の完了・10件（南部土木事務所） 10

公安委員会事項

- 警備員又は警備員になろうとする者を対象とする検定の実施 12

告 示

沖縄県告示第313号

沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第21条第1項の規定により、次のとおり保全利用協定の認定の申請があった。

なお、認定の申請があった保全利用協定を平成29年6月6日から同月20日までの間、沖縄県環境部自然保護課、名護市久志支所及び名護市二見以北地域交流拠点施設わんさか大浦パークにおいて縦覧に供する。

平成29年6月6日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 保全利用協定の名称 大浦川地区保全利用協定
- 2 協定区域 マングローブ林、遊歩道及び農道を含む大浦川周辺並びに大浦集落内及びわんさか大浦パーク敷地内
- 3 保全利用協定の対象となる環境保全型自然体験活動の種類 カヤック及びSUP等での自然観察並びに遊歩道及び大浦集落内の散策
- 4 保全利用協定に参加する者の氏名又は名称 名護市二見以北地域交流拠点施設わんさか大浦パーク、Kayak club、じゅごんの里、one ocean（ワンオーシャン）、ホールアース自然学校沖縄校がじゅまる自然学校及びTERRA WORKS
- 5 その他 この告示に係る保全利用協定に関し、自然環境の保全その他の環境保全型自然体験活動の適正な推進の見地からの意見を有する者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間以内に知事に意見書を提出することができる。

沖縄県告示第314号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次のとおり砂川土地改良区から役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成29年6月6日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

1 就任

理事、監事の別	氏 名	住 所
理事	砂川明寛	宮古島市城辺字砂川198番地 6
理事	来間敏幸	宮古島市城辺字砂川606番地 7
理事	奥浜健	宮古島市城辺字友利69番地
理事	下地清義	宮古島市城辺字下里添589番地
理事	砂川博美	宮古島市城辺字砂川209番地
理事	砂川輝光	宮古島市城辺字砂川165番地 1
理事	砂川善栄	宮古島市城辺字砂川25番地
理事	砂川金栄	宮古島市城辺字砂川94番地 1
理事	砂川義隆	宮古島市城辺字砂川158番地
理事	砂川栄一	宮古島市城辺字砂川135番地
理事	友利研一	宮古島市城辺字砂川1166番地 2
理事	上里安由	宮古島市城辺字砂川686番地 1
理事	狩俣寿男	宮古島市城辺字砂川1159番地10
理事	下地弘昭	宮古島市平良字下里1322番地18
理事	徳田松吉	宮古島市城辺字砂川63番地 1
監事	砂川松盛	宮古島市城辺字砂川682番地 1
監事	下地弘	宮古島市城辺字友利124番地 3
監事	下地範昭	宮古島市城辺字下里添637番地 6

任期 平成29年5月19日から平成31年5月18日まで

2 退任

理事、監事の別	氏 名	住 所
理事	砂川明寛	宮古島市城辺字砂川198番地 6
理事	来間敏幸	宮古島市城辺字砂川606番地 7
理事	奥浜健	宮古島市城辺字友利69番地
理事	下地清義	宮古島市城辺字下里添589番地
理事	砂川博美	宮古島市城辺字砂川209番地
理事	砂川輝光	宮古島市城辺字砂川165番地 1
理事	砂川善栄	宮古島市城辺字砂川25番地
理事	砂川金栄	宮古島市城辺字砂川94番地 1

理事	砂川義隆	宮古島市城辺字砂川158番地
理事	砂川栄一	宮古島市城辺字砂川135番地
理事	友利研一	宮古島市城辺字砂川1166番地2
理事	上里安由	宮古島市城辺字砂川686番地1
理事	狩俣寿男	宮古島市城辺字砂川1159番地10
理事	下地静香	宮古島市城辺字下里添632番地
理事	徳田松吉	宮古島市城辺字砂川63番地1
監事	砂川松盛	宮古島市城辺字砂川682番地1
監事	下地弘	宮古島市城辺字砂川124番地3
監事	下地範昭	宮古島市城辺字下里添637番地6

沖縄県告示第315号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である。

平成29年6月6日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 指定予定保安林の所在場所 名護市字許田長浜原10番1（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を沖縄県農林水産部森林管理課及び沖縄県北部農林水産振興センター森林整備保全課において縦覧に供する。）

沖縄県告示第316号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

平成29年6月6日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 解除予定保安林の所在場所 島尻郡座間味村字阿嘉前原68番（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 潮害の防備
- 3 解除の理由 指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県農林水産部森林管理課及び沖縄県南部林業事務所において縦覧に供する。）

沖縄県告示第317号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。

平成29年6月6日

沖繩県知事 翁 長 雄 志

- 1 保安林の所在場所 名護市字数久田数久田原156番・161番・208番・211番・213番から215番まで・219番
(以上8筆について次の図に示す部分に限る。)
- 2 指定の目的 土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を沖繩県農林水産部森林管理課及び沖繩県北部農林水産振興センター森林整備保全課において縦覧に供する。)

沖繩県告示第318号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

平成29年6月6日

沖繩県知事 翁 長 雄 志

- 1 基本測量を実施する地域 那覇市、宜野湾市、浦添市、名護市、糸満市、沖繩市、豊見城市、うるま市、南城市、国頭村、大宜味村、東村、今帰仁村、本部町、恩納村、宜野座村、金武町、読谷村、嘉手納町、北谷町、北中城村、中城村、西原町、与那原町及び八重瀬町
- 2 基本測量を実施する期間 平成29年7月3日から平成30年2月28日まで
- 3 作業種類 基本測量（基本重力測量）

沖繩県告示第319号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、沖繩総合事務局北部国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成29年6月6日

沖繩県知事 翁 長 雄 志

- 1 公共測量を実施する地域 金武町屋嘉地内
- 2 公共測量を実施する期間 平成29年5月16日から平成30年3月30日まで
- 3 作業種類 公共測量（基準点測量）

沖繩県告示第320号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条第1項の規定により、公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功を次のとおり認可した。

平成29年6月6日

本部港港湾管理者 沖繩県

代表者 沖繩県知事 翁 長 雄 志

- 1 しゅん功認可年月日及び指令番号 平成29年3月30日 沖繩県指令土第266号
- 2 しゅん功認可を受けた者の所在地及び名称並びに代表者の住所及び氏名
 - (1) 認可を受けた者 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖繩県
 - (2) 代表者 那覇市寄宮1丁目7番1号 沖繩県知事 翁長雄志
- 3 埋立区域
 - (1) 位置 本部町字崎本部4639番6及び5225番の地先公有水面
 - (2) 区域 次の各地点のうち①の地点と②の地点を結んだ線、②の地点と③の地点を結ぶ平成26年11月13日付け沖繩県指令土第1208号でしゅん功認可された埋立地と公有水面との境界線（D.L.+1.72メートル

により決定)、③の地点から⑤の地点までを順次に結んだ線及び①の地点と⑤の地点を結ぶ昭和51年12月9日付け沖縄県指令土第1104号でしゅん功認可された埋立地と公有水面との境界線(D.L.+1.72メートルにより決定)により囲まれた区域

①の地点 四等三角点浜崎(北緯26度39分03秒2410、東経127度52分53秒7098)から191度23分04秒1、198.407メートルの地点

②の地点 ①の地点から166度01分04秒240.057メートルの地点

③の地点 ②の地点から75度55分38秒12.560メートルの地点

④の地点 ③の地点から345度58分23秒83.250メートルの地点

⑤の地点 ④の地点から346度00分21秒156.817メートルの地点

(3) 面積 2,999.76平方メートル

4 埋立免許の年月日及び指令番号 平成25年1月9日 沖縄県指令土第5号

5 関係図書を閲覧することができる市町村名 本部町

沖縄県告示第321号

公有水面埋立法(大正10年法律第57号)第22条第1項の規定により、公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功を次のとおり認可した。

平成29年6月6日

運天港港湾管理者 沖縄県

代表者 沖縄県知事 翁 長 雄 志

1 しゅん功認可年月日及び指令番号 平成29年5月8日 沖縄県指令土第391号

2 しゅん功認可を受けた者の所在地及び名称並びに代表者の住所及び氏名

(1) 認可を受けた者 名護市港一丁目1番1号 名護市

(2) 代表者 名護市大北三丁目5番22号 名護市長 稲嶺進

3 埋立区域

(1) 位置

ア A区域 名護市字呉我26の2番地から同市字呉我53番地を経て同市字呉我100番地に至る間の地先公有水面

イ B区域 名護市字呉我108番地から同市字呉我125の2番地を経て、同市字呉我129番地に至る間の地先公有水面

(2) 区域

ア A区域 次の各地点を順次に結んだ線及び①の地点と⑰の地点とを結んだ線により囲まれた区域

①の地点 四等三角点仲尾(北緯26度37分48秒9321、東経128度00分38秒8127)から268度06分43秒36、4.91メートルの地点

②の地点 ①の地点から290度38分57秒2.88メートルの地点

③の地点 ②の地点から295度14分46秒20.60メートルの地点

④の地点 ③の地点から298度19分40秒7.05メートルの地点

⑤の地点 ④の地点から300度30分54秒13.51メートルの地点

⑥の地点 ⑤の地点から303度26分41秒20.39メートルの地点

⑦の地点 ⑥の地点から305度47分14秒20.22メートルの地点

⑧の地点 ⑦の地点から306度44分08秒14.49メートルの地点

⑨の地点 ⑧の地点から306度51分13秒165.55メートルの地点

⑩の地点 ⑨の地点から304度42分35秒20.01メートルの地点

⑪の地点 ⑩の地点から303度59分07秒20.03メートルの地点

⑫の地点 ⑪の地点から303度59分26秒15.03メートルの地点

⑬の地点 ⑫の地点から306度51分30秒4.99メートルの地点

⑭の地点 ⑬の地点から306度51分06秒20.00メートルの地点

⑮の地点 ⑭の地点から306度51分06秒5.01メートルの地点

⑯の地点 ⑮の地点から261度51分00秒15.08メートルの地点

⑰の地点 ⑯の地点から140度56分35秒16.16メートルの地点

- ⑬の地点 ⑰の地点から133度15分05秒20.16メートルの地点
 ⑭の地点 ⑱の地点から133度58分58秒20.13メートルの地点
 ⑮の地点 ⑲の地点から134度11分22秒9.50メートルの地点
 ⑯の地点 ⑳の地点から147度48分39秒11.34メートルの地点
 ⑰の地点 ㉑の地点から150度00分59秒21.75メートルの地点
 ⑲の地点 ㉒の地点から141度39分33秒20.68メートルの地点
 ㉑の地点 ㉓の地点から127度54分59秒8.53メートルの地点
 ㉒の地点 ㉔の地点から140度36分41秒11.81メートルの地点
 ㉓の地点 ㉕の地点から129度07分31秒20.01メートルの地点
 ㉔の地点 ㉖の地点から117度14分50秒20.29メートルの地点
 ㉕の地点 ㉗の地点から117度38分53秒20.23メートルの地点
 ㉖の地点 ㉘の地点から119度53分14秒20.18メートルの地点
 ㉗の地点 ㉙の地点から119度04分37秒20.19メートルの地点
 ㉘の地点 ㉚の地点から110度54分31秒20.79メートルの地点
 ㉙の地点 ㉛の地点から122度52分35秒5.57メートルの地点
 ㉚の地点 ㉜の地点から65度40分05秒30.07メートルの地点
 ㉛の地点 ㉝の地点から146度42分39秒21.79メートルの地点
 ㉜の地点 ㉞の地点から116度35分27秒20.91メートルの地点
 ㉝の地点 ㉟の地点から116度57分25秒13.79メートルの地点
 ㉞の地点 ㊱の地点から115度32分06秒7.19メートルの地点

イ B区域 次の各地点を順次に結んだ線及び①の地点と⑱の地点とを結んだ線により囲まれた区域

- ①の地点 四等三角点仲尾（北緯26度37分48秒9321、東経128度00分38秒8127）から286度58分48秒720.82メートルの地点
 ②の地点 ①の地点から352度36分45秒7.07メートルの地点
 ③の地点 ②の地点から306度51分36秒5.76メートルの地点
 ④の地点 ③の地点から306度51分06秒20.00メートルの地点
 ⑤の地点 ④の地点から306度51分18秒20.00メートルの地点
 ⑥の地点 ⑤の地点から306度50分57秒20.00メートルの地点
 ⑦の地点 ⑥の地点から306度51分08秒20.00メートルの地点
 ⑧の地点 ⑦の地点から308度55分35秒17.40メートルの地点
 ⑨の地点 ⑧の地点から309度39分17秒2.63メートルの地点
 ⑩の地点 ⑨の地点から310度01分51秒10.65メートルの地点
 ⑪の地点 ⑩の地点から264度59分31秒3.56メートルの地点
 ⑫の地点 ⑪の地点から159度27分12秒15.74メートルの地点
 ⑬の地点 ⑫の地点から157度44分10秒3.08メートルの地点
 ⑭の地点 ⑬の地点から148度04分00秒18.65メートルの地点
 ⑮の地点 ⑭の地点から124度06秒20秒19.94メートルの地点
 ⑯の地点 ⑮の地点から113度45分05秒20.57メートルの地点
 ⑰の地点 ⑯の地点から115度45分05秒20.43メートルの地点
 ⑱の地点 ⑰の地点から120度52分49秒20.11メートルの地点

(3) 面積

- A区域 8,804.84平方メートル
 B区域 1,402.34平方メートル
 合計 10,207.18平方メートル

4 埋立免許の年月日及び指令番号 平成23年2月28日 沖縄県指令土第131号

5 関係図書を閲覧することができる市町村名 名護市

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更認証申請があった。

なお、関係書類は、沖縄県子ども生活福祉部消費・くらし安全課において、平成29年6月23日まで縦覧に供する。

平成29年6月6日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 申請のあった年月日 平成29年5月23日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人まじゅんの会
- 3 代表者の氏名 前本良人
- 4 主たる事務所の所在地 沖縄県宜野湾市宜野湾一丁目1番13号
- 5 定款に記載された目的 この法人は、「一緒に笑って心を繋ぐ人脈ネット」を基本理念に、子ども・子育て支援及び若者や生活困窮者等への就労支援につながる支援を行い、人財を活かした地域活性化の実現に寄与することを目的とする。

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第16条第2項の規定により、家畜人工授精に関する講習会を次のとおり開催する。

平成29年6月6日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 日時及び場所
 - (1) 日時 平成29年7月31日から同年8月28日まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）の午前8時30分から午後5時30分まで
 - (2) 場所 沖縄県立農業大学校（名護市大北一丁目15番9号）及び沖縄県畜産研究センター（今帰仁村字諸志2009番地5）
- 2 対象となる家畜の種類 牛
- 3 受講手続 受講願書は、住所地を管轄する家畜保健衛生所長に平成29年7月14日までに提出すること。
- 4 その他 詳細については、沖縄県農林水産部畜産課（電話番号098-866-2269）、北部家畜保健衛生所（電話番号0980-52-2939）、中央家畜保健衛生所（電話番号098-945-2297）、宮古家畜保健衛生所（電話番号0980-72-3321）又は八重山家畜保健衛生所（電話番号0980-84-4111）に問い合わせること。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の届出に対する法第8条第1項及び第2項の規定による意見の概要について、同条第3項の規定により公告し、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成29年6月6日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 （仮称）農連市場地区防災街区A-1店舗棟 那覇市樋川2丁目地内
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 那覇市農連市場地区防災街区整備事業組合 那覇市樋川2丁目6番1号 理事長 新垣幸助
- 3 法第8条第1項の規定による那覇市の意見の概要
夜間の荷さばき作業等を行うことにより、一部の測定地点において騒音レベルの最大値が環境基準を超過しているため、次の事項について配慮すること。
 - (1) 届出書添付書類に記載されている「15. 指針に基づく配慮事項(5)騒音問題の対応策等について」の項目に明記されている①から③の各号の対策を履行すること。
 - (2) 付近住民などからの苦情等が発生した際は、その相談窓口を設置するなど、誠意をもって対応すること。
- 4 法第8条第2項の規定による意見の概要 意見書の提出なし
- 5 縦覧期間 平成29年6月6日から同年7月6日まで

6 縦覧場所 沖縄県商工労働部中小企業支援課

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、建設業者の許可を次のとおり取り消した。

平成29年6月6日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 (1) 処分をした年月日 平成28年11月4日
(2) 商号名 有限会社大武建設
(3) 代表者名 上里昌子
(4) 所在地 宮古島市伊良部字前里添284番地1
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-23）第8406号
(6) 処分の内容 許可した業種のうち電気工事業に関する一般建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成28年10月12日付けで、建設業法第12条に基づき電気工事業を廃止した旨の届出があった。
- 2 (1) 処分をした年月日 平成28年11月4日
(2) 商号名 有限会社東恩納建設
(3) 代表者名 東恩納盛伸
(4) 所在地 金武町字金武3580番地
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可（特-27）第7686号、許可（般-27）第7686号
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成28年10月14日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 3 (1) 処分をした年月日 平成28年11月4日
(2) 商号名 株式会社水星設備
(3) 代表者名 謝花良心
(4) 所在地 浦添市字経塚291番地3
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-26）第12512号
(6) 処分の内容 許可した業種のうち鋼構造物工事業及びしゅんせつ工事業に関する一般建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成28年10月14日付けで、建設業法第12条に基づき鋼構造物工事業及びしゅんせつ工事業を廃止した旨の届出があった。
- 4 (1) 処分をした年月日 平成28年11月4日
(2) 商号名 有限会社ヤマ・プロジェクト
(3) 代表者名 山城和正
(4) 所在地 うるま市石川2055番地
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-24）第8461号
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成28年10月19日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 5 (1) 処分をした年月日 平成28年11月8日
(2) 商号名 新屋組
(3) 代表者名 新屋武正
(4) 所在地 うるま市勝連平安名2907番地2
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-26）第11593号
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成28年10月20日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 6 (1) 処分をした年月日 平成28年11月18日
(2) 商号名 瑞慶覧技建

- (3) 代表者名 瑞慶覧朝清
(4) 所在地 中城村字北上原1110番地2
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-25) 第11458号
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成28年10月24日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 7(1) 処分をした年月日 平成28年11月22日
(2) 商号名 儀部建設工業
(3) 代表者名 儀部慎弥
(4) 所在地 名護市字宮里925番地3
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-27) 第11813号
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成28年11月1日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 8(1) 処分をした年月日 平成28年11月22日
(2) 商号名 久真建装
(3) 代表者名 大城斉
(4) 所在地 うるま市与那城饒辺428番地
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-27) 第12783号
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成28年11月2日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 9(1) 処分をした年月日 平成28年11月24日
(2) 商号名 有限会社テクノシステム
(3) 代表者名 渡久地政則
(4) 所在地 浦添市安波茶二丁目8番6号
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-23) 第10265号
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成28年10月21日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 10(1) 処分をした年月日 平成28年11月24日
(2) 商号名 青空企画
(3) 代表者名 赤嶺妙子
(4) 所在地 那覇市牧志3丁目4番14号新天地ビル108号室
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-27) 第11790号
(6) 処分の内容 許可した業種のうち塗装工事業に関する一般建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成28年10月21日付けで、建設業法第12条に基づき塗装工事業を廃止した旨の届出があった。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成29年6月6日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成28年7月6日 沖縄県指令土第555号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 糸満市字座波1126番1及び1156番3
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 糸満市字座波108番地 大城キヨ
- 5 検査済証番号 平成29年5月24日 第4374号
- 6 工事完了年月日 平成29年5月2日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成29年6月6日

沖縄県南部土木事務所長 我那覇 生 雄

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成28年4月13日 沖縄県指令南土第515号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 糸満市字糸洲355番1
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 豊見城市上田540番地の1 仲元ビル407号 川野貴寛
- 5 検査済証番号 平成29年4月12日 N第765号
- 6 工事完了年月日 平成29年4月4日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成29年6月6日

沖縄県南部土木事務所長 我那覇 生 雄

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成28年5月27日 沖縄県指令南土第610号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 糸満市字大里21番1及び21番2
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 糸満市字兼城412番地の2 アカラ105号 金城正隼
- 5 検査済証番号 平成29年4月13日 N第766号
- 6 工事完了年月日 平成29年4月7日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成29年6月6日

沖縄県南部土木事務所長 我那覇 生 雄

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成28年11月7日 沖縄県指令南土第1435号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 豊見城市字与根8番14及び8番16
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 那覇市西3丁目12番15号 株式会社松宮オートサービス 取締役 南原竜樹
- 5 検査済証番号 平成29年4月13日 N第767号
- 6 工事完了年月日 平成29年4月3日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成29年6月6日

沖縄県南部土木事務所長 我那覇 生 雄

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成29年2月1日 沖縄県指令南土第68号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 豊見城市字長堂長堂原72番3
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 南風原町字照屋58番地大城ハウス201 佐川岳人、南風原町字照屋58番地大城ハウス201 佐川愛可
- 5 検査済証番号 平成29年4月14日 N第768号
- 6 工事完了年月日 平成29年4月1日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成29年6月6日

沖縄県南部土木事務所長 我那覇 生 雄

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成28年1月6日 沖縄県指令南土第5号、平成29年4月12日 沖縄県指令南土第412号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 南風原町字宮平手登根原883番12、883番13、883番14及び883番17
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 南風原町字兼城295番地6 メゾンルミエール101 天久めぐみ
- 5 検査済証番号 平成29年4月17日 N第769号
- 6 工事完了年月日 平成29年4月12日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成29年6月6日

沖縄県南部土木事務所長 我那覇 生 雄

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成28年6月8日 沖縄県指令南土第670号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 八重瀬町字富盛島之前原576番1
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 豊見城市字渡橋名160番地県営渡橋名団地2-808号 佐久川正春、宮古島市平良字下里1361番地12センチリーマンション301 佐久川海希
- 5 検査済証番号 平成29年4月19日 N第770号
- 6 工事完了年月日 平成29年4月6日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成29年6月6日

沖縄県南部土木事務所長 我那覇 生 雄

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成28年4月13日 沖縄県指令南土第525号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 八重瀬町字東風平798番3、798番5及び780番2
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 八重瀬町字東風平1428番地3 グレースハイム202号 伊良波賢
- 5 検査済証番号 平成29年4月25日 N第771号
- 6 工事完了年月日 平成29年4月15日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成29年6月6日

沖縄県南部土木事務所長 我那覇 生 雄

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成28年10月21日 沖縄県指令南土第1369号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 八重瀬町字富盛島之前原604番1
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 八重瀬町字東風平240番地1 ブリーズロードB-103 袴真人
- 5 検査済証番号 平成29年5月2日 N第772号
- 6 工事完了年月日 平成29年4月20日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成29年6月6日

沖縄県南部土木事務所長 我那覇 生 雄

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成29年4月5日 沖縄県指令南土第380号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 豊見城市字名嘉地南ヌ原218番3及び219番2
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 豊見城市字田頭160番地1 株式会社しげる 代表取締役 新崎茂
- 5 検査済証番号 平成29年5月12日 N第773号
- 6 工事完了年月日 平成29年4月30日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成29年6月6日

沖縄県南部土木事務所長 我那覇 生 雄

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成28年8月24日 沖縄県指令南土第1180号、平成29年4月25日 沖縄県指令南土第449号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 南風原町字喜屋武438番8、438番9及び438番10
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 南風原町字喜屋武74番地野原マンション103 野原治、南風原町字喜屋武74番地野原マンション103 野原鈴笑
- 5 検査済証番号 平成29年5月15日 N第774号
- 6 工事完了年月日 平成29年4月30日

公安委員会事項

沖縄県公安委員会告示第106号

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条第1項に規定する警備員又は警備員になろうとする者を対象とする検定（以下「検定」という。）を次のとおり実施する。

平成29年6月6日

沖縄県公安委員会

1 検定の種別、級、実施期日、場所等

種 別	級	定員	実 施 期 日	場 所
雑踏警備業務	1 級	10人	平成29年9月20日（水曜日） 午前10時から午後6時まで	那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県警察本部8階講堂
	2 級	10人		

2 検定の方法 学科試験及び実技試験により行うものとする。検定においては、学科試験を実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験を行わない。

3 試験科目

(1) 1級の検定に係る科目

ア 学科試験科目

- (イ) 警備業務に関する基本的な事項
- (ロ) 法令に関すること。
- (ハ) 雑踏の整理に関すること。
- (ニ) 雑踏警備業務の管理に関すること。
- (ホ) 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

イ 実技試験科目

- (ア) 雑踏の整理に関すること。
- (イ) 雑踏警備業務の管理に関すること。
- (ウ) 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 2級の検定に係る科目

ア 学科試験科目

- (ア) 警備業務に関する基本的な事項
- (イ) 法令に関すること。
- (ウ) 雑踏の整理に関すること。
- (エ) 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

イ 実技試験科目

- (ア) 雑踏の整理に関すること。
- (イ) 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

4 受検資格

- (1) 1級の検定の受検資格 沖縄県内に住所地を有する者又は沖縄県内の営業所に属する警備員であつて、次のいずれかに該当するもの

- ア 検定を受けようとする警備業務の種別について、2級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、当該種別の警備業務に従事した期間が1年以上であるもの

- イ 公安委員会がアに掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

- (2) 2級の検定の受検資格 沖縄県内に住所地を有する者又は沖縄県内の営業所に属する警備員

5 受検申請手続

- (1) 受付期間 1級及び2級の検定の受付期間及び受付時間は、平成29年6月12日（月曜日）から同月16日（金曜日）までのそれぞれの日の午前9時30分から午後6時までとする。ただし、定員に達した場合は、申請受付期間内であっても受付を締め切ることがある。

- (2) 申請に必要な書類

- ア 検定申請書 1通

- イ 添付書類

- (ア) 沖縄県内に住所地を有する者又は沖縄県内の営業所に属する警備員であることを疎明する書面
- (イ) 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの写真で裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの） 2葉
- (ウ) 1級の検定を受検しようとする者にあつては、4(1)のア又はイに掲げる者に該当することを疎明する書面

- (3) 提出先

- ア 沖縄県内に住所地を有する者 申請者の住所地を管轄する警察署又はその者が属する沖縄県内の営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課（係）

- イ 沖縄県外に居住する者 申請者が属する沖縄県内の営業所を管轄する警察署の生活安全課（係）

- (4) 申請の際には、(2)に掲げる申請に必要な書類を持参の上、(3)の提出先に申請者本人が提出すること。郵送による申請及び本人以外の者が行う申請は受け付けない。

- (5) 検定手数料 手数料13,000円は、沖縄県証紙により、検定申請書提出時に納付すること。既納の手数料は、還付しない。

6 その他

- (1) 検定当日は、午前9時30分から午前9時50分までに沖縄県警察本部8階で、受付手続を終えること。

- (2) 検定当日は、受検票及び筆記用具を持参すること。なお、受検票は、受検申請受付時に申請者に交付する。

- (3) 検定当日は、沖縄県警察本部への自家用車の乗入れを禁止する。

- (4) 検定についての問合せ先 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県警察本部生活安全部生活安全企画課 電話番号（098）862-0110（内線3032又は3034）又は沖縄県内の最寄りの警察署の生活安全課（係）

<p>発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074</p>	<p>印刷所 株式会社 国際印刷 〒901-0147 那覇市宮城1丁目13番9号</p>
---	--